平成２２年（フ）第３９６５号
東京都町田市金井町2857―21―103
破産者　徳石　　明
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９６６号
神奈川県横浜市青葉区すすき野２丁目３　すすき野第２団地３棟303
破産者　早川　朋仁
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９６７号
神奈川県大和市上草柳８丁目２―35―306
破産者　石崎　法子（旧姓藤林・横田）
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９７８号
千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目１―75
破産者　田中富之こと　田　　富幸
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９９３号
東京都大田区中馬込３―15―４―Ｅ、住民票上の住所東京都品川区八潮５丁目12―69―802
破産者　佐々木儀政
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０１６号
東京都八王子市片倉町2300―１―101
破産者　田島　真男
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０６９号
千葉県船橋市藤原１丁目26―15―203
破産者　渡部　　登
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５０７号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目31番６号
破産者　徳山　賢子
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
宮城県黒川郡大和町吉岡字車堰38番地10Ｂ７　Ｌフランアンジュ101、開始決定時の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目18番地の４
破産者　佐々木幸広（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
群馬県前橋市総社町総社3186番地３　ヒロパレスⅡ103号
破産者　齋藤　克弘
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
盛岡市八幡町９番22号
破産者　横屋　栄子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２０９号
仙台市泉区南光台７丁目32番30号
破産者　藤原　盛弥
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
仙台市青葉区西花苑２丁目19番15号
破産者　菅原　洋子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
茨城県行方市手賀4329番地12
破産者　熊谷　隆男
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３１７号
茨城県坂東市沓掛4505番地94
破産者　立島　　実
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２２５号
横浜市旭区二俣川１丁目86番８号神奈川土建横浜西支部ビル303号室、住民票上の住所横浜市旭区二俣川２丁目69番地17　コートヒルズ二俣川202号室
破産者　伊倉　君雄
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８号
富山市新庄町１丁目10番27―101号　レピュート新庄、手続開始時の住所富山市大島２丁目471番地５
破産者　居酒屋ラウンジはなこと　和泉　妙子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２７号
富山市新庄町１丁目10番27―101号　レピュート新庄、手続開始時の住所富山市大島２丁目471番地５
破産者　和泉　哲郎
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０３２号
大阪府岸和田市上松町1429番地の９
破産者　平尾美津子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３３号
大阪府岸和田市下松町916番地の４サンシャイン道野315号、前住所兵庫県尼崎市西大物町12番55―1312号
破産者　平尾　充宏
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係